

滝野川西高齢者在宅サービスセンター 通所介護料金表

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

(1) 利用料

		一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供時間が 3時間以上4時間未満	要介護1	4,011円	402円	803円	1,204円
	要介護2	4,588円	459円	918円	1,377円
	要介護3	5,199円	520円	1,040円	1,560円
	要介護4	5,777円	578円	1,156円	1,734円
	要介護5	6,376円	638円	1,276円	1,913円
サービス提供時間が 4時間以上5時間未満	要介護1	4,207円	421円	842円	1,263円
	要介護2	4,817円	482円	964円	1,446円
	要介護3	5,450円	545円	1,090円	1,635円
	要介護4	6,071円	608円	1,215円	1,822円
	要介護5	6,692円	670円	1,339円	2,008円
サービス提供時間が 5時間以上6時間未満	要介護1	6,180円	618円	1,236円	1,854円
	要介護2	7,303円	731円	1,461円	2,191円
	要介護3	8,425円	843円	1,685円	2,528円
	要介護4	9,548円	955円	1,910円	2,865円
	要介護5	10,671円	1,068円	2,135円	3,202円
サービス提供時間が 6時間以上7時間未満	要介護1	6,332円	634円	1,267円	1,900円
	要介護2	7,477円	748円	1,496円	2,244円
	要介護3	8,632円	864円	1,727円	2,590円
	要介護4	9,777円	978円	1,956円	2,934円
	要介護5	10,932円	1,094円	2,187円	3,280円
サービス提供時間が 7時間以上8時間未満	要介護1	7,139円	714円	1,428円	2,142円
	要介護2	8,425円	843円	1,685円	2,528円
	要介護3	9,766円	977円	1,954円	2,930円
	要介護4	11,096円	1,110円	2,220円	3,329円
	要介護5	12,447円	1,245円	2,490円	3,735円
サービス提供時間が 8時間以上9時間未満	要介護1	7,259円	726円	1,452円	2,178円
	要介護2	8,578円	858円	1,716円	2,574円
	要介護3	9,929円	993円	1,986円	2,979円
	要介護4	11,292円	1,130円	2,259円	3,388円
	要介護5	12,665円	1,267円	2,533円	3,800円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 介護福祉士を介護職員の50%以上配置した場合		196円	20円	40円	59円
入浴介助加算Ⅰ 1回あたり		436円	44円	88円	131円
科学的介護 推進体制 加算Ⅰ	利用者ごとのADL 値、栄養状態、口腔 機能、認知症等の基 本的な情報を厚生 労働省に提出した場 合(1月)	436円	44円	88円	131円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(5.9%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。(令和6年3月31日までの間)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(1.2%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。					
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率(1.1%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。					

(2) 昼食代 1食あたり 628円(昼食578円、おやつ50円)

(3) 通常の営業区域を越えた場合の交通費

① 東京都北区内にお住まいの方は無料です。

② それ以外の地域にお住まいの方は、送迎サービスを実施するための交通費の実費を負担していただきます。送迎車を使用した場合の交通費は、区境を越えて片道1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を負担していただきます。

(4) その他

① 上記のほか、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日東京都北区介護保険課窓口に提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

- ③ 介護保険適用の利用の場合、端数処理の関係上、上記介護保険適用時の自己負担額に円単位で誤差が生じることがあります。
- ④ 生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。
- ⑤ 介護保険法の改正に伴う料金の変更等につきましては別紙で通知いたします。

滝野川西高齢者在宅サービスセンター 予防通所料金表

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

(1) 予防通所サービス

ア. 利用料

・基本サービス費

サービス	利用回数	一回あたりの 利用料金	一回あたりの自己負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
予防通所サービス	要支援1:週1回(月5回上限)	3,858円	386円	772円	1,158円
	要支援2:週1回(月5回上限)	3,978円	398円	796円	1,194円
	要支援2:週2回(月10回上限)				

・加算

加算	サービス	利用料金	自己負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
入浴介助加算 ※1回あたり	予防通所サービス	327円	33円	66円	105円
運動器機能向上加算 ※1月あたり	予防通所サービス	2,507円	251円	502円	803円
サービス提供体制強化加算Ⅱ ※1月あたり 介護福祉士を介護職員の 50%以上配置した場合	予防通所サービス(要支援1・事業対象者)	784円	79円	157円	236円
	予防通所サービス(要支援2)	1,569円	157円	314円	471円
科学的介護推進体制加算 利用者ごとのADL 値、栄養状態、口腔 機能、認知症等の基 本的な情報を厚生労 働省に提出した場合 (1月)	予防通所サービス	436円	44円	88円	131円
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※1回あたり (令和6年3月31日 までの間)	予防通所サービス(要支援1・事業対象者)	261円	27円	53円	79円
	予防通所サービス(要支援2)	272円	28円	55円	82円
介護職員等特定処 遇改善加算Ⅰ ※1 回あたり	予防通所サービス(要支援1・事業対象者)	43円	5円	9円	13円
	予防通所サービス(要支援2)	54円	6円	11円	17円
介護職員等ベース アップ等支援加算	予防通所サービス(要支援1・事業対象者)	43円	5円	9円	13円
	予防通所サービス(要支援2)	54円	6円	11円	17円

(2) 予防通所サービス・生活機能向上通所サービス共通

ア. 昼食代 1食あたり 628円(昼食578円、おやつ50円) (全額自己負担)

イ. 通常の営業区域を越えた場合の交通費

- ① 東京都北区にお住まいの方は無料です。
- ② それ以外の地域にお住まいの方は、送迎サービスを実施するための交通費の実費を負担していただきます。送迎車を使用した場合の交通費は、区境を越えて片道1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を負担していただきます。

ウ. その他

- ① 上記のほか、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。
- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。  
その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。  
サービス提供証明書を後日東京都北区介護保険課窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。
- ③ 介護保険適用の利用の場合、端数処理の関係上、上記介護保険適用時の自己負担額に円単位で誤差が生じることがあります。
- ④ 生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。
- ⑤ 介護保険法の改正に伴う料金の変更等につきましては別紙で通知いたします。

滝野川西高齢者在宅サービスセンター 認知症対応型通所介護料金表

負担割合については、負担割合証でご確認ください。

(1) 利用料

		一日あたりの 利用料金	介護保険適用時の1日あたりの自己負担		
			1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供時間が 3時間以上4時間未満	要支援1	5,261円	527円	1,053円	1,579円
	要支援2	5,827円	583円	1,166円	1,749円
	要介護1	6,016円	602円	1,204円	1,805円
	要介護2	6,615円	662円	1,323円	1,985円
	要介護3	7,237円	724円	1,448円	2,172円
	要介護4	7,847円	785円	1,570円	2,355円
	要介護5	8,447円	845円	1,690円	2,535円
サービス提供時間が 4時間以上5時間未満	要支援1	5,505円	551円	1,101円	1,652円
	要支援2	6,105円	611円	1,221円	1,832円
	要介護1	6,304円	631円	1,261円	1,892円
	要介護2	6,937円	694円	1,388円	2,082円
	要介護3	7,581円	759円	1,517円	2,275円
	要介護4	8,214円	822円	1,643円	2,465円
	要介護5	8,846円	885円	1,770円	2,654円
サービス提供時間が 5時間以上6時間未満	要支援1	8,214円	822円	1,643円	2,465円
	要支援2	9,168円	917円	1,834円	2,751円
	要介護1	9,501円	951円	1,901円	2,851円
	要介護2	10,522円	1,053円	2,105円	3,157円
	要介護3	11,521円	1,153円	2,305円	3,457円
	要介護4	12,543円	1,255円	2,509円	3,763円
	要介護5	13,575円	1,358円	2,715円	4,073円
サービス提供時間が 6時間以上7時間未満	要支援1	8,424円	843円	1,685円	2,528円
	要支援2	9,423円	943円	1,885円	2,827円
	要介護1	9,745円	975円	1,949円	2,924円
	要介護2	10,789円	1,079円	2,158円	3,237円
	要介護3	11,810円	1,181円	2,362円	3,543円
	要介護4	12,864円	1,287円	2,573円	3,860円
	要介護5	13,919円	1,392円	2,784円	4,176円
サービス提供時間が 7時間以上8時間未満	要支援1	9,534円	954円	1,907円	2,861円
	要支援2	10,644円	1,065円	2,129円	3,194円
	要介護1	11,011円	1,102円	2,203円	3,304円
	要介護2	12,210円	1,221円	2,442円	3,663円
	要介護3	13,408円	1,341円	2,682円	4,023円
	要介護4	14,607円	1,461円	2,922円	4,383円
	要介護5	15,806円	1,581円	3,162円	4,742円
サービス提供時間が 8時間以上9時間未満	要支援1	9,834円	984円	1,967円	2,951円
	要支援2	10,977円	1,098円	2,196円	3,294円
	要介護1	11,366円	1,137円	2,274円	3,410円
	要介護2	12,598円	1,260円	2,520円	3,780円
	要介護3	13,830円	1,383円	2,766円	4,149円
	要介護4	15,084円	1,509円	3,017円	4,526円
	要介護5	16,305円	1,631円	3,261円	4,892円
サービス提供体制強化加算Ⅲ 介護福祉士(7年以上)を介護職員 の 30%以上配置した場合		66円	7円	14円	20円
入浴介助加算Ⅰ 1回あたり		444円	45円	89円	134円
科学的介護 推進体制 加算Ⅰ	入所者ごとのADL 値、栄養状態、口腔 機能、認知症等の基 本的な情報を厚生労 働省に提出した場合 (1月)	444円	45円	89円	134円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数にサービス別加算率(10.4%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、 介護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。(令和6年3月31日までの間)					
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数にサービス別加算率(2.4%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介 護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。					
介護職員等ベースアップ等支援加算 所定単位数にサービス別加算率(2.3%)を乗じた単位数に報酬単価を乗じた金額。ただし、介 護保険適用時の自己負担額は1割、2割または3割となります。					

(2) 昼食代 1食あたり 628円(昼食578円、おやつ50円)(全額自己負担)

(3) 通常の営業区域を越えた場合の交通費

① 東京都北区内にお住まいの方は無料です。

② それ以外の地域にお住まいの方は、送迎サービスを実施するための交通費の実費を負担していただきます。送迎車を使用した場合の交通費は、区境を越えて片道1キロメートル以上の場合、1キロメートルにつき10円を負担していただきます。

(4) その他

① 上記のほか、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日東京都北区介護保険課窓口へ提出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

③ 介護保険適用の利用の場合、端数処理の関係上、上記介護保険適用時の自己負担額に円単位で誤差が生じることがあります。

④ 生計困難者に対する利用者負担額軽減適用時、確認書記載内容に応じた軽減が受けられます。

⑤ 介護保険法の改正に伴う料金の変更等につきましては別紙で通知いたします。